

大阪木津卸売市場国民健康保険組合への

診療費等の請求について

大阪木津卸売市場国民健康保険組合は、令和6年3月31日をもって解散し、解散後6か月間を催告期間として設定しております。

催告期間は令和6年9月30日に終了いたしますので、令和6年3月分までのご請求をされていない関係機関様におかれましては、早急に債権申出（ご請求）いただきますようお願い申し上げます。

なお、催告期間終了前後の取扱いは次のとおりとなります。ご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 診療報酬等の債権申出期間は令和6年9月30日までとなります。大阪府国民健康保険団体連合会へのご請求は翌月の10月10日までに行っていただきますようお願いいたします。また、催告期間内に債権の申出（ご請求）が無い場合は清算から除斥されますのでご注意ください。
- 2 令和6年10月11日以降、未請求の診療報酬等がございましたら、ご請求は大阪木津卸売市場国民健康保険組合に直接行っていただきますようお願いいたします。清算期間が終了する令和11年6月時点で、組合財産が残ってございましたら順次お支払いさせていただきます。（返戻分の再提出も令和6年10月11日以降は前記と同様の扱いとなります。）

《令和6年10月11日以降ご請求先》

大阪木津卸売市場国民健康保険組合
〒556-0012 大阪市浪速区敷津東2丁目2番8号
TEL 06-6648-1863 FAX 06-6648-1893
Mail kikoku@trust.ocn.ne.jp

大変ご迷惑をおかけいたしますが、催告期間内でのご請求にご協力の程お願い申し上げます。

令和6年8月

大阪木津卸売市場国民健康保険組合
大阪府国民健康保険団体連合会